関連施設視察受入実施要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、上川生産農業協同組合連合会(以下、会という。)の施設に関して視察を受け入れた際の実施方法および事務取扱い等について定め、適正に処理することを目的とする。

(視察心得)

第 2 条 視察は、会の施設における取組成果の普及・啓発・広報活動の一環として行うものであり、職員は誠意をもってその活動に協力するものとする。

(視察受入手続)

第3条 視察を希望する者は、視察希望日の1ヶ月以上前までに総務部に視察希望を電話で連絡し、その後視察申請書(別紙様式1)によりメールまたはFAXで申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。なお、個人による申込みは受理しない。

(受入基準)

- 第4条 視察許可にあたっては、次の基準によるものとする。
 - (1) 視察を希望する団体は、原則、農業関連・研究機関およびそれに準ずる団体であること。
 - (2) 視察者の最大受入人数は、原則20名以下であること。
 - (3) その他、会長が認める特段の事情があること。

(受入期間)

- 第5条 視察の受け入れは次のとおりとする。
 - (1) 受入は毎週月曜日から金曜日までの10時から16時までとする。ただし、次に掲げる場合は、視察を受け入れないこととする。
 - ア 会の行事と重複する場合
 - イ 十日祝祭日の場合
 - ウ 年末年始(12月30日から1月5日)および盂蘭盆(8月15日前後)の場合
 - (2) 1日に受け入れる団体は2団体までとし、同日に3団体以上の申し込みがあった場合は、総務部が申込書を受け付けた順とする。

(取り決め)

第 6 条 視察者は随行する職員の指示に従わなければならない。また、職員が許可した場所以外に無断で立ち入ってはならない。これらに反した場合には、随行する職員の判断により、視察を中止することができる。

(視察料金)

- 第7条 会の施設における1団体1回の視察料金について、会場設営費および資料代等として次のように設定する。なお、やむを得ない事情により会長または常務が認めた場合は、全額または一部を 免除することができることとする。
 - (1) 北海道内(上川管内以外)

20,000円(税別)

(2) 北海道外

30,000円(税別)

また、(1) (2) ともに視察人数が 2 0名を超過する場合、追加 1 名あたり 1,000円(税別)を徴収する。

(定めなき事項)

第8条 この要領に定めない事項は、その都度会長が定める。

附則

令和4年4月1日 制 定

印

(別紙様式1)

令和 年 月 日

上川生産農業協同組合連合会 代表理事会長 殿

> 視察団体名 代表者名

視察申請書

- 1. 視察等希望日時 令和 年 月 日(曜日) : ~ :
- 2. 視察団体名 (住所、連絡先、担当者氏名)
- 3. 視察人数 名 (詳細は別紙様式2にて記入願います)
- 4. 視察施設およびその目的、視察後の効果等
- 5. 希望する視察内容
- 6. 引率者所属・氏名・連絡先
- 7. その他 (弊会に対し、確認・連絡事項及び事前質問等ございましたらご記入願います。)

- ※ 弊会要領に基づき、視察料金ご確認の上、視察申請書にて申し込み願います。
- ※ 本申請内容を精査し、当方にて受け入れ可能かを判断し、後日ご連絡させていただきます。

視察団体名簿

視察団体名:

	役 職 名	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			